



クリーンセンターふたばにおける 事業の進捗状況等について

令和 8 年 3 月

環境省福島地方環境事務所

※「地理院地図」（国土院）をもとに環境省作成

クリーンセンターふたば

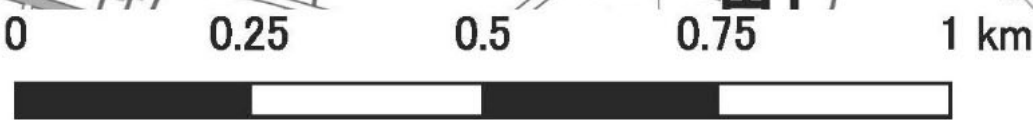
埋立地	埋立物保管施設	セメント固型化施設	ゲートモニター	浸出水処理施設

東平保管施設

東平保管施設	保管施設内

東平封入施設

東平封入施設	テント外観	ベントナイト混合ヤード	テント内



大熊東工業団地

東平

運搬実績（令和7年度末時点）

区分	令和5年度計 (令和5年6月～ 令和6年3月)	令和6年度計 (令和6年4月～ 令和7年3月)	令和7年度 運搬量（トン）													累計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	
焼却灰（主灰）	12,011	11,646	56	435	956	1,448	1,032	1,065	869	763	741	652	0	0	8,017	31,674
焼却灰（飛灰）	2,061	3,162	19	114	123	154	129	158	210	175	122	148	179	27	1,558	6,781
不燃物	6,684	8,311	0	0	0	0	0	113	1,237	823	1,035	1,381	1,425	394	6,408	21,403
合計	20,756	23,119	75	549	1,079	1,602	1,161	1,336	2,316	1,761	1,898	2,181	1,604	421	15,983	59,858

令和8年度搬出方針

（1）搬出計画数量

- 日あたり搬出予定台数： 20～30台/日（令和7年度平均搬出回数と同程度）
- 搬出予定袋数： 約25,000袋

（2）搬出元町村

- 主灰・飛灰： 大熊町
- 不燃物： 大熊町、双葉町、浪江町、富岡町

※方針は、状況に応じて変更の可能性があります。

※記載順は搬出順とは異なります。引き続き、立地自治体から優先して搬出してまいります。

前回委員会資料において、以下のとおり記載に誤りがございましたので訂正いたします。

資料1 2ページ「運搬実績(令和7年8月末時点)」

■誤:

区 分	令和5年度計 (令和5年6月～ 令和6年3月)	令和6年度計 (令和6年4月～ 令和7年3月)	令和7年度 運搬量 (トン)						累計
			4月	5月	6月	7月	8月	年度計	
焼却灰 (主灰)	12,011	<u>11,376</u>	<u>40</u>	<u>316</u>	956	1,448	1,032	<u>3,792</u>	<u>27,179</u>
焼却灰 (飛灰)	2,061	<u>3,127</u>	<u>16</u>	<u>94</u>	123	154	129	<u>516</u>	<u>5,704</u>
不燃物	6,684	<u>9,668</u>	<u>70</u>	<u>748</u>	<u>512</u>	<u>482</u>	<u>370</u>	<u>2,182</u>	<u>18,534</u>
合計	20,756	<u>24,171</u>	<u>126</u>	<u>1,158</u>	<u>1,591</u>	<u>2,084</u>	<u>1,531</u>	<u>6,490</u>	<u>51,417</u>

■正:

区 分	令和5年度計 (令和5年6月～ 令和6年3月)	令和6年度計 (令和6年4月～ 令和7年3月)	令和7年度 運搬量 (トン)						累計
			4月	5月	6月	7月	8月	年度計	
焼却灰 (主灰)	12,011	<u>11,646</u>	<u>56</u>	<u>435</u>	956	1,448	1,032	<u>3,927</u>	<u>27,584</u>
焼却灰 (飛灰)	2,061	<u>3,162</u>	<u>19</u>	<u>114</u>	123	154	129	<u>539</u>	<u>5,762</u>
不燃物	6,684	<u>8,311</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>14,995</u>
合計	20,756	<u>23,119</u>	<u>75</u>	<u>549</u>	<u>1,079</u>	<u>1,602</u>	<u>1,161</u>	<u>4,466</u>	<u>48,341</u>

埋立計画数量と埋立率（令和7年度末時点）

埋立数量（単位：m³）

区分	埋立可能容量 (m ³)	計画数量 (m ³) (計画累計 (m ³))			実績数量 (m ³) (実績累計 (m ³))		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
双葉郡内の生活ごみ及び インフラ整備等の廃棄物	100,000	0	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)
特定廃棄物	180,000	26,830	14,860 (41,690)	16,350 (58,050)	31,096	23,992 (55,088)	35,393 (90,481)
合計	280,000	26,830	14,860 (41,690)	16,350 (58,050)	31,096	23,992 (55,088)	35,393 (90,481)

※各数量には土壌層の量が含まれます。 ※四捨五入のため合計が合わない場合があります。

※令和5年度実績数量：令和6年2月1日時点の測量結果+2~3月の埋立袋数の換算値

令和6年度実績数量：令和7年1月31日時点の測量結果+2~3月の埋立袋数の換算値

令和7年度実績数量：令和8年2月3日時点の測量結果+2~3月の埋立袋数の換算値

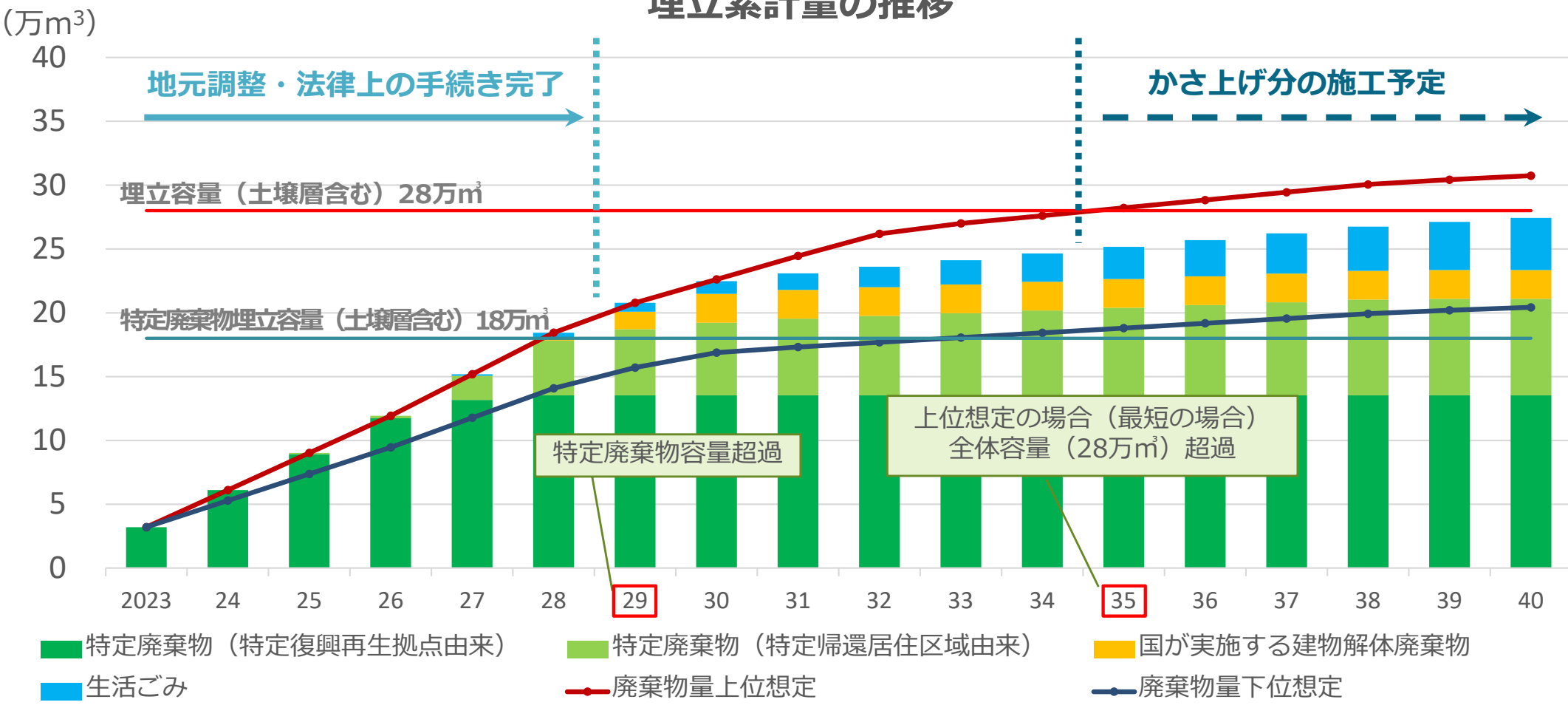
埋立率（単位：%）

区分	埋立可能容量 (m ³)	計画埋立率 (%) (計画累計/容量)			埋立率 (%) (実績累計/容量)		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
双葉郡内の生活ごみ及び インフラ整備等の廃棄物	100,000	0	0	0	0	0	0
特定廃棄物	180,000	14.9	23.2	32.3	17.3	30.6	50.3
合計	280,000	9.6	14.9	20.7	11.1	19.7	32.3

※埋立率は、埋立可能容量に対する累計の埋立数量の割合を示します。

- 前回委員会でご報告のとおり、現行の速度で埋立を進めた場合、2029年度に**特定廃棄物の埋立容量（18万 m^3 ）を超過**する見込みです。
- 必要容量を確保するため、クリーンセンターふたばの嵩上げについて、引き続き検討してまいります。

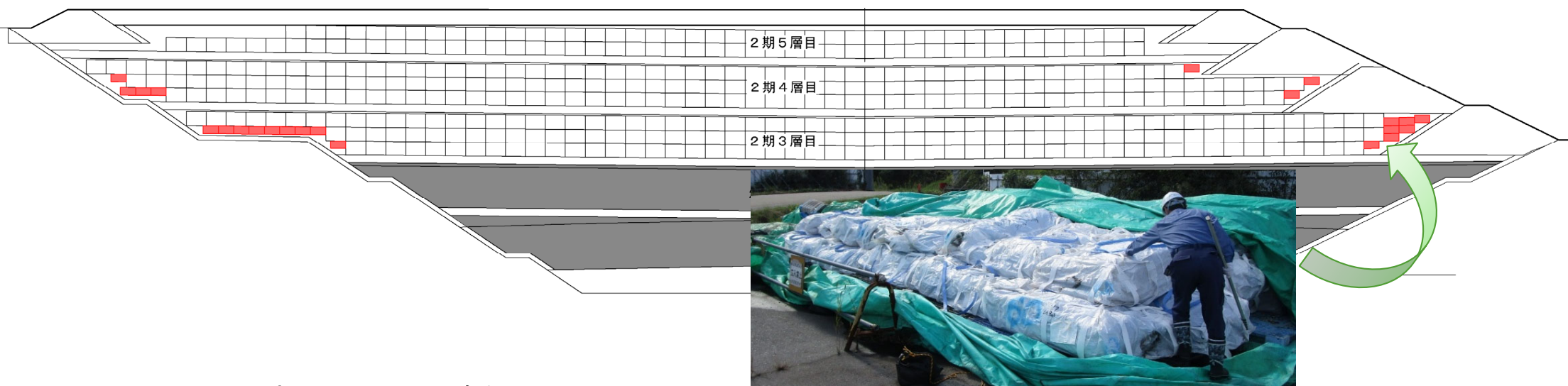
埋立累計量の推移



※廃棄物埋立量の中位想定を棒グラフで表記

- 前回委員会でご説明のとおり、廃棄物埋立量を確保することを目的として、法面部間隙において、1 m立方とは形状の異なるフレキシブルコンテナ（平型フレコン）等を用いて、長尺物の石綿含有廃棄物（レベル3）、コンガラ、アスガラを埋め立ててまいります。
- 有識者からのご意見も伺いながら、沈下量測定試験等を実施し、施工方法を検討してまいります。

横断図



幅：1.0m、高さ：0.5m、奥行き：2.0mの平型フレコン等が入るスペース（2,450m³）

石綿含有廃棄物：800m³

- セメント固型化施設内で、不燃物詰替作業場所として使用していたエリアを活用し、飛灰の前処理（一次破碎）を行っています。
- これにより、設備内の処理過程において、飛灰の固着が軽減され、固型化設備のメンテナンス頻度が軽減したことにより、作業の安全性がよりいっそう高まりました。
- 粉じん対策として、飛散リスクが高い「ホッパー投入口」にホッパーカバーと局所集塵機を配備し、飛灰投入時に舞い上がる飛散の抑制対策を実施しています。また、作業員は適切な保護具を装着して作業に従事しています。

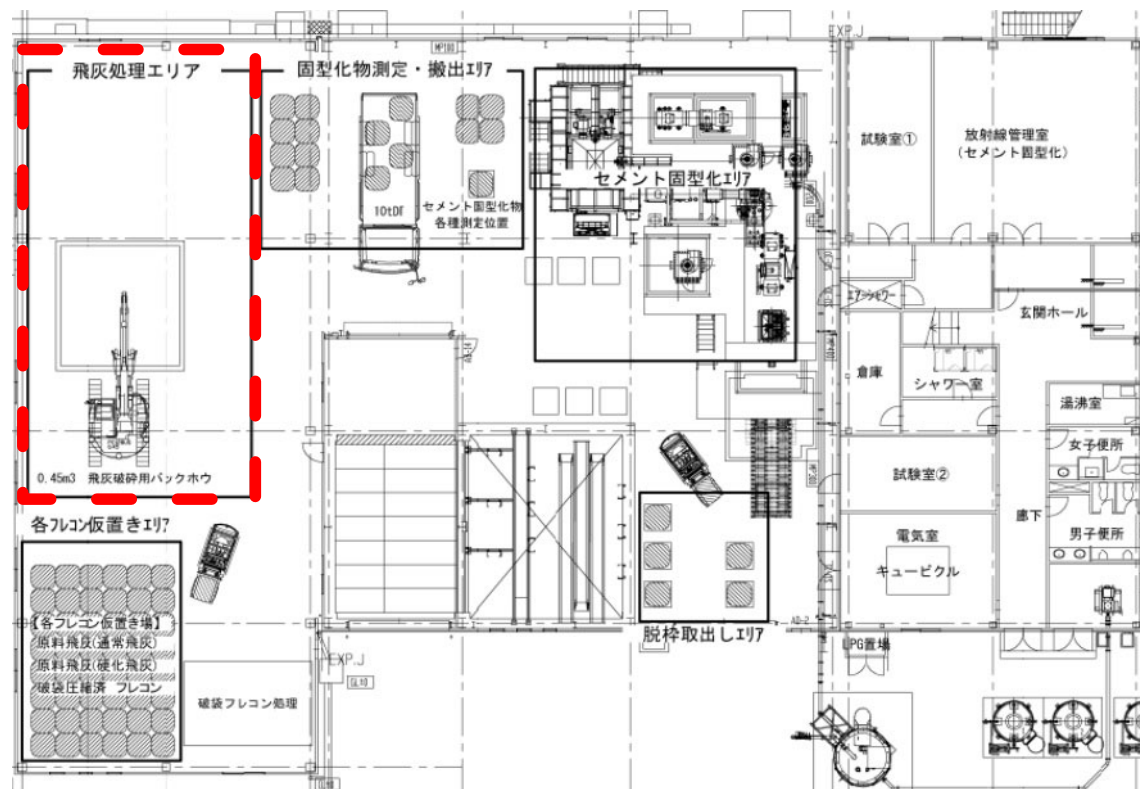


局所集塵機



飛散防止ホッパーカバー

■セメント固型化施設内図 ※赤枠が前処理エリア

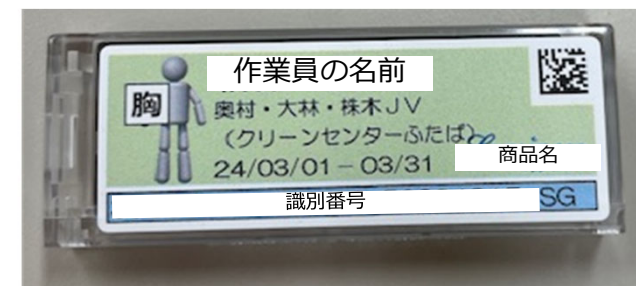


(1) 測定方法

- クリーンセンターふたば及び各積込場所での作業者は、ガラスバッジ線量計と電子ポケット線量計の2種類の線量計を併用して測定・記録しています。
 - ガラスバッジ線量計：1か月毎の線量を測定し、累積被ばく量を放射線管理手帳に記録
→放射線従事者中央登録センターへ登録
 - 電子ポケット線量計：1日毎の線量を測定し、当月の被ばく量を把握
- 輸送車両の運転手は、ガラスバッジ線量計で測定・記録しています。

被ばく線量の測定方法

作業区分	被ばく線量の測定方法
埋立処分場内作業員 (処分場)	ガラスバッジ線量計を携行し、1か月毎の被ばく線量を測定→放管手帳に記録し、中央登録センターへ登録
	電子ポケット線量計を携行し1日毎の被ばく線量を把握
埋立処分場外作業員 (各積込場所)	ガラスバッジ線量計を携行し、1か月毎の被ばく線量を測定→放管手帳に記録し、中央登録センターへ登録
	電子ポケット線量計を携行し1日毎の被ばく線量を把握
輸送車両の運転手	ガラスバッジ線量計を携行し、1か月毎の被ばく線量を測定→放管手帳に記録し、中央登録センターへ登録



ガラスバッジ

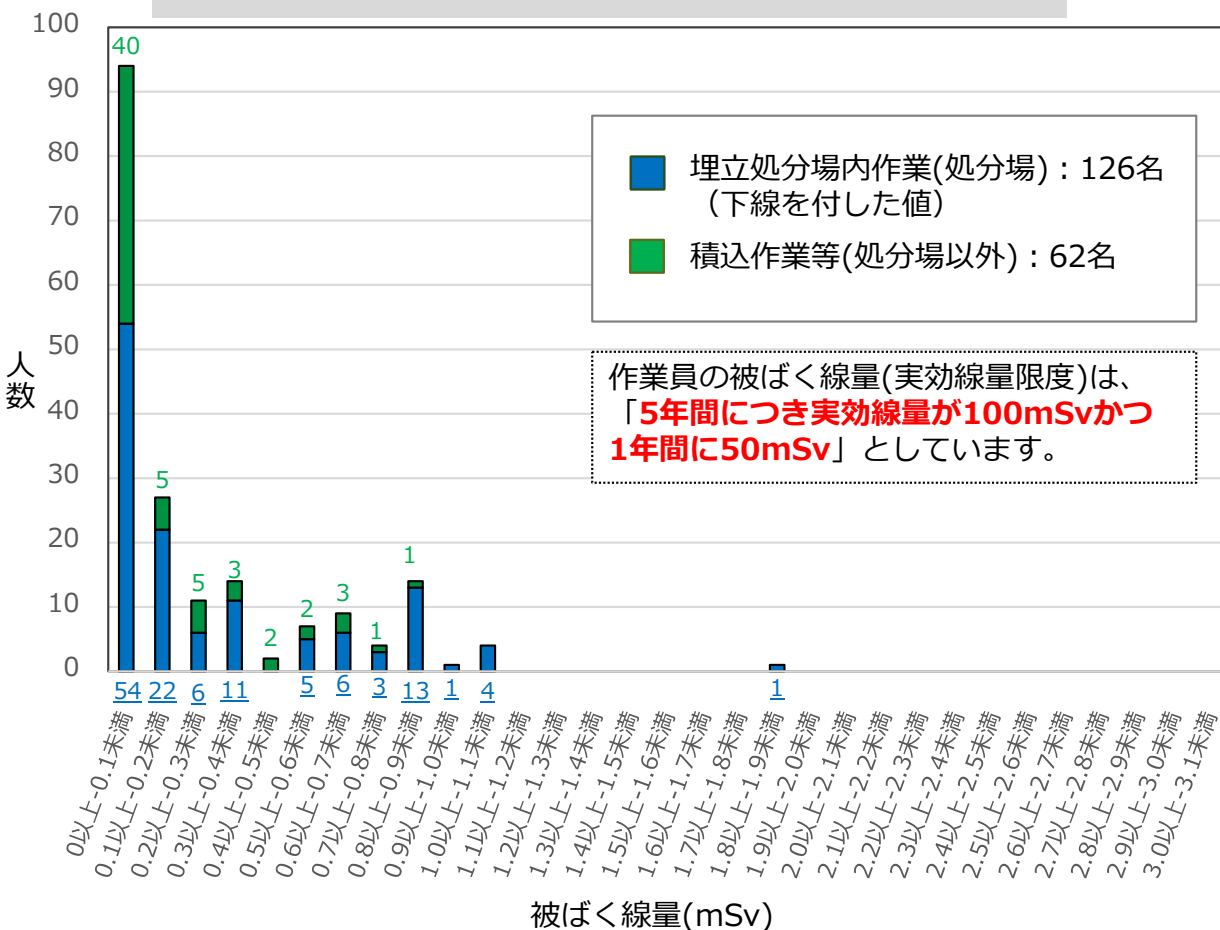


電子ポケット線量計

(2) 測定結果

① 埋立処分場内作業(処分場)、積込作業等(処分場以外) (ガラスバッジ線量計による測定結果)

令和7年6月～令和8年1月の測定結果



令和5年6月～令和8年1月の測定結果

被ばく線量 (mSv)	令和5年6月～令和6年5月		令和6年6月～令和7年5月		令和7年6月～令和8年1月	
	埋立処分場内作業	積込作業等	埋立処分場内作業	積込作業等	埋立処分場内作業	積込作業等
3.0以上-3.1未満		1				
2.9以上-3.0未満						
2.8以上-2.9未満		1				
2.7以上-2.8未満		1				
2.6以上-2.7未満						
2.5以上-2.6未満						
2.4以上-2.5未満						
2.3以上-2.4未満	1					
2.2以上-2.3未満						
2.1以上-2.2未満			1			
2.0以上-2.1未満						
1.9以上-2.0未満	1					
1.8以上-1.9未満		1			1	
1.7以上-1.8未満	3	1				
1.6以上-1.7未満	1					
1.5以上-1.6未満	3					
1.4以上-1.5未満						
1.3以上-1.4未満	3	2	2			
1.2以上-1.3未満	3	2	1			
1.1以上-1.2未満	6	4	4			
1.0以上-1.1未満	2	1	1		4	
0.9以上-1.0未満	5		3	1	1	
0.8以上-0.9未満	7	2	5		13	1
0.7以上-0.8未満	5	4	11		3	1
0.6以上-0.7未満	7	6	7	3	6	3
0.5以上-0.6未満	9	6	7	2	5	2
0.4以上-0.5未満	7	4	5	2		2
0.3以上-0.4未満	13	9	7	1	11	3
0.2以上-0.3未満	16	2	11	7	6	5
0.1以上-0.2未満	36	10	35	16	22	5
0.0以上-0.1未満	61	19	20	45	54	40

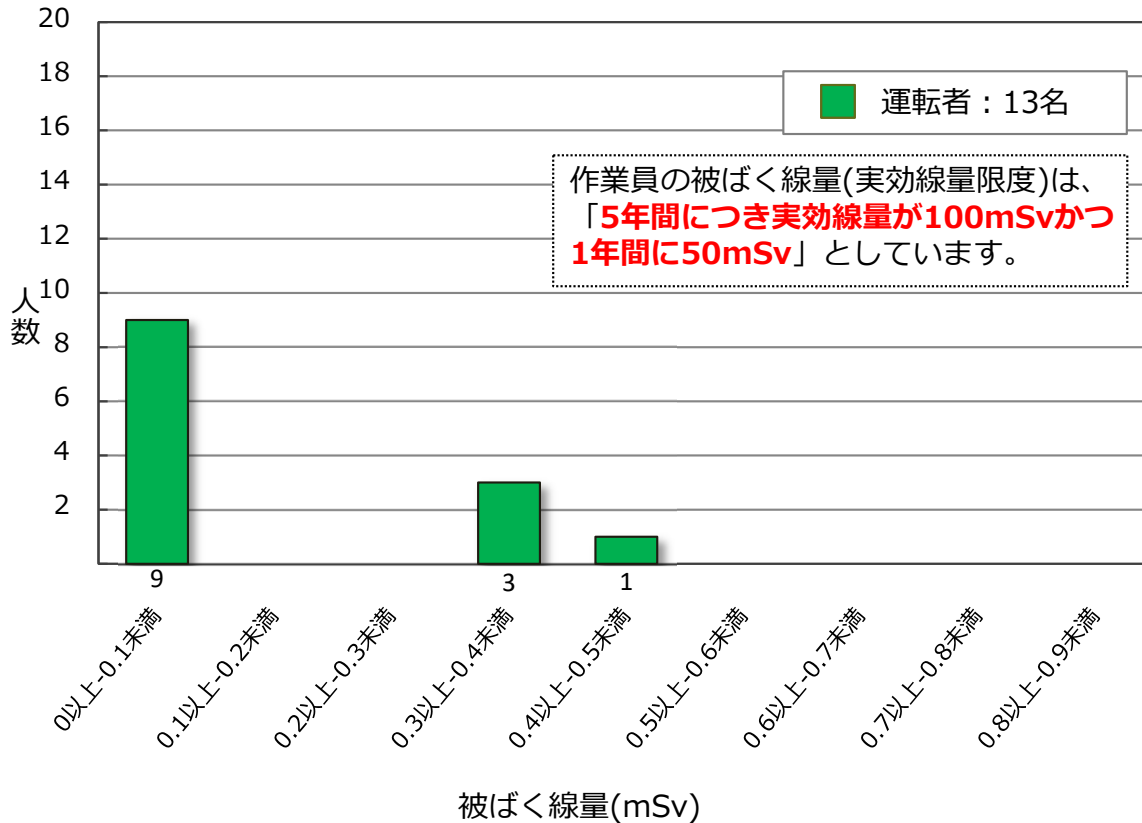
※ 埋立開始時期を起点として集計。 表中単位：人

(2) 測定結果

② 運転者

(ガラスバッジ線量計による測定結果)

令和7年6月～令和8年1月の測定結果



令和5年6月～令和8年1月の測定結果

被ばく線量 (mSv)	令和5年6月～令和6年5月 運転者	令和6年6月～令和7年5月 運転者	令和7年6月～令和8年1月 運転者
2.6以上-2.7未満			
2.5以上-2.6未満			
2.4以上-2.5未満			
2.3以上-2.4未満			
2.2以上-2.3未満			
2.1以上-2.2未満			
2.0以上-2.1未満			
1.9以上-2.0未満			
1.8以上-1.9未満			
1.7以上-1.8未満			
1.6以上-1.7未満			
1.5以上-1.6未満			
1.4以上-1.5未満			
1.3以上-1.4未満			
1.2以上-1.3未満			
1.1以上-1.2未満			
1.0以上-1.1未満			
0.9以上-1.0未満			
0.8以上-0.9未満			
0.7以上-0.8未満			
0.6以上-0.7未満			
0.5以上-0.6未満	1		
0.4以上-0.5未満	3		1
0.3以上-0.4未満	4	1	3
0.2以上-0.3未満	4	2	
0.1以上-0.2未満	5	4	
0.0以上-0.1未満	7	17	9

※ 埋立開始時期を起点として集計。

表中単位：人

- 入替機器については、令和8年3月4日に、有識者及び環境省立ち合いのもと納品試験を実施し、要件を満たしていることを確認したため、入替えが完了しました。

■再発防止策への対応

（第5回（令和6年10月）クリーンセンターふたば環境安全委員会資料一部修正）

（受注者）

- 測定装置の製造事業者に対し、以下の内容を含む**測定装置の品質保証計画書の提出**を求め、当該計画書の内容について確認するとともに、その妥当性について有識者の助言を得る。
 - 性能試験方法
 - 保守点検方法（点検項目、実施体制及び実施頻度）
 - 初期校正（出荷時及び設置時）及び定期校正（設置後）における校正方法及び実施手順
 - 校正に使用する線源の種類及び入手機関（計量法第143条の登録事業者（JCSS登録事業者）又はISO/IEC17025認定事業者が証明する標準線源を用いること）
 - その他品質保証に係る実施内容
- 測定装置の製造事業者に対し、**同種・類似装置の過去の導入実績の提出**を求める。
- 上記の手続等を通じ、**製造事業者の適格性を確認**する。



動作確認立会状況

JCSS：計量法に基づく計量法トレーサビリティ制度、計量標準供給制度と校正事業者登録制度からなる。

ISO/IEC17025：試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

（環境省）

- 受注者から調達を予定する測定装置に関する文書の提出を受け、**発注書類の遵守や品質保証計画の内容を確認**するとともに、選定の妥当性について有識者の助言を得る。

（受注者）

校正の実施前

- 点検・校正計画書の事前提出を求め、当該計画書の内容について確認するとともに、校正方法の妥当性について必要に応じ有識者の助言を得る。
- 使用する線源については、**JCSS登録事業者又はISO/IEC17025認定事業者による証明書**を確認する。

校正の実施中

- 校正作業の実施に際しては、**受注者が自ら立ち会う**とともに、必要に応じ有識者の立ち会いを求め、実施状況を現場で確認する。



校正立会状況

校正の実施後

- 校正結果を記録した**校正報告書の提出**を求め、当該報告書の内容について確認するとともに、必要に応じ有識者の助言を得る。

（環境省）

- 受注者に対し、上記の確認結果の報告を求め、**報告内容を確認**するとともに、必要に応じ有識者の助言を得る。
- 校正作業の実施に際しては、**環境省が自ら立ち会う**とともに、必要に応じ有識者の立ち会いを求め、実施状況を現場で確認する。